

別紙

【 遠隔地等から建設資材を調達する場合の設計変更 】

遠隔地等から建設資材を調達する場合の設計変更については、以下のとおりとする。

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合又は調達地域内からの購入である場合においても設計価格と乖離がある場合には、事前に監督員と協議すること。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督員に提出することとし、その費用について設計変更の対象とする。

資材名	規格	調達地域等
〇〇	〇〇	〇〇地区
〇〇	〇〇	〇〇地区